

身体障害者福祉法第 15 条指定医について

1 身体障害者福祉法第 15 条指定医について

身体障害者手帳は、身体障害者診断書・意見書に基づいて、障害程度を審査し、その障がいが法別表に該当すると認めるときは、障害等級を決定し交付されることとなりますが、この診断書を作成できる医師を身体障害者福祉法第 15 条指定医として都道府県知事が指定することになっています。

身体障害者福祉法第 15 条指定医は、次のとおり指定された医療に限り、身体障害者診断書・意見書を作成することができます。

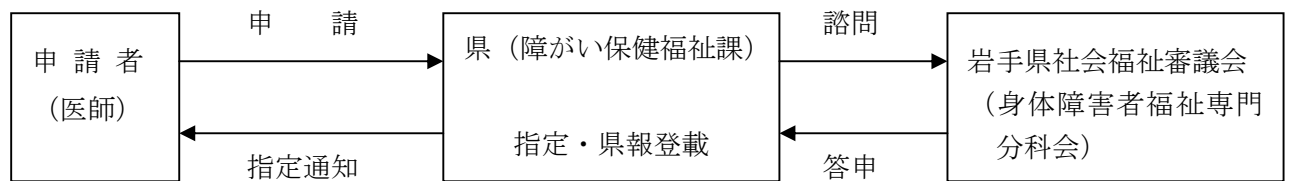
各医療別・診療科別分類表

診療科名別	障害分野別	視覚障害	聴覚障害	機能障害	平衡機能障害	言語・音声機能障害	そしゃく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	又は直腸機能障害	ぼうこう機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
内科				○			○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○
呼吸器内科											○				◎	
循環器内科									○	◎						
消化器内科												◎	◎			○
心臓内科									○							
血液内科															◎	
気管食道内科				○		○					○					
胃腸内科													◎			
腎臓内科										◎						
肝臓内科																○
神経内科	◎	◎	○	○		○	○					◎				
感染症内科															◎	
人工透析内科										◎						
外科								○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○
呼吸器外科											○					
心臓血管外科									○							
心臓外科									○							
消化器外科												◎	◎			○
小児外科								○	○	◎	○	◎	◎			○
気管食道外科				○		○					○					
整形外科								○								
脳神経外科	◎	◎	○	○		○	○									
形成外科				○		○	○									
移植外科										◎						○
胸部外科									○		○					
肝臓外科																○
腹部外科													◎			○
リウマチ科								○								
小児科								○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○
泌尿器科										◎		◎				
小児泌尿器科										◎		◎				
産婦人科又は婦人科												◎			◎	
眼科	○															
小児眼科	○															
耳鼻いんこう科			◎	○	○	○	○									
小児耳鼻いんこう科			◎	○	○	○	○									
気管食道・耳鼻いんこう科			◎	○	○	○	○									
リハビリテーション科				○	○	○	○	○	○		○					
麻酔科								◎								

○：原則、該当の診療科経験 3 年以上で指定可
◎：診療科経験 3 年以上+その他条件有
(後述注釈参照)

- (注1) じん臓機能障害については、透析療法の実務経験を有する医師に限られるため、既に関係診療科で指定されていても改めて指定を必要とすること。
- (注2) 免疫機能障害については、エイズ治療拠点病院でH I V診療実務経験を有する医師に限られるため、既に関係診療科で指定されていても改めて指定を必要とすること。
- (注3) ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害については、既に関係診療科で指定されていても改めて指定を必要とすること。
- (注4) 該当する医療以外の区分についての診断書は審査の対象とならないので他の専門医の診断を必要とすること。 (例) 肢体不自由及び視力障害→整形外科+眼科
- (注5) 視覚障害の医療に関係ある診療科については、眼科以外の診療にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限ること。
- (注6) 聴覚障害の医療に関係ある診療科については、耳鼻いんこう科以外の診療にあつては、腫瘍・神経障害等による聴覚喪失者の診療に限ること。
- (注7) 平成 27 年 4 月 1 日以降の聴覚機能障害の指定医については、原則、耳鼻咽喉科学会認定の専門医であること。
専門医でない場合、日本聴覚医学会主催の聴力測定技術講習会の受講を修了していること。
- (注8) 麻酔科については、日本ペインクリニック学会認定専門医としてペインクリニック診療実務経験を有する医師に限ること。

2 身体障害者福祉法第 15 条指定医の申請手続



(1) 申請に必要な書類

- ア 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定について
- イ 指定を受けようとする医師の経歴書
- ウ 指定を受けようとする医師の同意書
- エ 医師免許証 (写し)
- オ 認定医又は専門医として認定されている場合にあつては、認定医証又は専門医証 (写し)
- カ じん臓の指定を受けようとする場合にあつては、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

(2) 指定手続

- ア 指定医の指定については、身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定により、岩手県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に諮問を行い、答申を受けた上で、県知事が指定を行います。
- イ 岩手県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会は委員 10 名 (医師 9 名) で構成されており、概ね 7 月、12 月、3 月の年 3 回開催しております。
- ウ 申請書類については、分科会開催の概ね 1 か月前までに県障がい保健福祉課あて送付してください。

(3) 指定基準

- ア 指定を受けようとする障害担当医療については、該当する診療科の経験年数を 3 年以上と定めております。
- イ 診療科経験は、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項の規定による医籍の登録をされた後における臨床経験年数を対象とします。
- ウ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修 (初期研修) の期間は、診療科経験年数として算定できません。
- エ 大学の教授等において臨床を行っていた場合は診療科経験年数として算定できますが、その場合は臨床実績証明書 (参考様式) の提出が必要です。
- オ 診療科経験は、指定基準に掲げる診療科名により経験年数を算定することが原則です。ただし、
 - 〇〇内科 (例: 呼吸器内科・循環器内科 等) の診療科経験であっても、実際には内科相当の勤務を行っていた以下のような場合は、分科会に諮った上で、内科の診療経験として算定することも可能ですが、その場合は勤務実績証明書 (参考様式) の提出が必要です。
 - (ア) 〇〇内科に所属しているものの、医療機関の勤務配置等により実際には内科勤務も度々行っている場合
 - (イ) 本務の医療機関では〇〇内科勤務となっているが、他の医療機関に派遣され、当該医療機関において内科勤務を行っている場合
 - (ウ) 内科専門医を取得している等により内科相当の勤務を行っているとみなすことができる

場合

(4) 留意事項等

- ア 医師の指定は、各県知事が指定することになっており、本県において指定の対象となる医師は、岩手県内（盛岡市を除く。）に所在する医療機関に所属する医師となります。
- イ 他都道府県で指定を受け、本県に所在する医療機関に勤務先を変更した場合は、本県知事に対し申請を行い改めて指定を受けることが必要です。
- ウ 他の医療機関に派遣されている医師については、主に従事する医療機関において指定を受けることが必要です。指定医の指定はあくまで医師個人に対する指定であるため、この場合、指定を受けた医師は、主に従事する医療機関のほか、派遣先の医療機関においても「身体障害者診断書・意見書」を作成することができます。
- エ 指定医の指定を受けた医師は、指定医である旨の標示を見やすい場所に掲示していただくことが必要です。

(5) 変更等の届出

下記の事由が生じた場合は、速やかに県知事へ届出書を提出してください。

- ア 指定医変更届
 - (ア) 勤務する医療機関を変更したとき。
 - (イ) 新規開業したとき。
 - (ウ) 医療機関の所在地又は名称に変更があったとき。
 - (エ) 氏名に変更があったとき。
- イ 変更届兼辞退届
 - (ア) 盛岡市から指定を受けた医師が、勤務する医療機関を盛岡市以外の県内医療機関へ変更したとき（変更届兼辞退届を県知事に提出することにより、盛岡市からの指定を辞退するとともに、県から指定を受けることができます。）。
 - (イ) 県から指定を受けた医師が、勤務する医療機関を盛岡市内の医療機関へ変更したとき（変更届兼辞退届を盛岡市長に提出することにより、県からの指定を辞退するとともに、盛岡市から指定を受けることができます。）。
- ウ 指定医死亡届
 - 指定医が死亡したとき（親族又は主に従事していた医療機関の代表者が届け出てください。）。
- エ 指定医辞退届
 - 指定医を辞退するとき（県外への転出を含みます。）。